

不動産取得税(道府県税)のご案内

「不動産取得税」は、マイホームなど不動産を取得した場合に課税される税金のことを指します。不動産(土地)の「取得」について課される税金で、固定資産税(毎年かかるもの)とは違い取得時に一度だけ支払います。また建物における不動産取得税は、2024(令和6)年3月31日までに「住宅」として取得した建物に対しては、3%(本来は4%)の軽減税率が適用されます。

住宅用土地(「特例適用住宅」等の敷地)の軽減制度

(1) 特例適用住宅を建築した場合

(2) 新築未使用の特例適用住宅を購入した場合

※特例適用住宅とは、住宅の床面積(共同住宅等にあつては、一戸当たりの床面積)が50m²(貸家共同住宅の場合は40m²)以上240m²以下であるものをいう。

一戸につき1,200万円(上限)

(住宅の評価額-控除額)×3%=納める額

セリタホームズの家は対象となりますので、下記申請手続きを行なって下さい。

申請場所：

総合県税事務所 (長野合同庁舎)	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (026) 234-9505	長野市、須坂市、千曲市 埴科郡、上高井郡、上水内郡
総合県税事務所北信事務所	〒383-8515 中野市大字壁田 955 (0269) 23-0204	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

申請方法

県税事務所から、納税義務者に納税通知書が送付されます。

(※同一の不動産を二人以上の方が共同で取得された場合は、取得された方に連帯して納めて頂くこととなりますが、この場合納税通知書は登記申請書など不動産取得関係資料の取得持分が大きい方または筆頭者に送付します。)

※建物完成後に、上記の場所にて申請が必要となります。

※建物完成前に納税通知書が届く場合がございます。その場合は一度お支払い頂き、その後申請を行えば、差額分還付されますので、その際は通帳を持参のうえ、申請を行ってください。

～持ち物～

- ・不動産取得税の納税通知書(届いた書面一式) ・印鑑(認印)
- ・建物の登記事項証明書 ・土地の登記事項証明書 (住宅が新築された日以降に交付されたもの)

(※登記事項説明証明書は建物お引渡し後にお渡しする、権利証でも可)